産業集積 の形成及び活性化の 公 ため \mathcal{O} 県税 \mathcal{O} 課税免除に関する条例施行規則 の一部を改

平成二十九年十二月二十二日

正

よする規

則をここに

布す

奈良県 知事 荒 井 正 吾

奈良県規則第二十四号

を改正する規則 産業集積の 形成及び活性化の ため の県税 の課税免除 に関する条例施行規則 \mathcal{O} --- 部

年七月奈良県規則第十一号) 産業集積の形成及び活性化の ため \mathcal{O} 一部を次のように改正する。 \mathcal{O} 県税 \mathcal{O} 課税免除 に関する条例施行 規則 (平成二十

題名を次のように改める。

域経済牽引事業の 第一条中 地域経済牽引事業の促進の 「産業集積の形成及び活性化 促進のための 県税の課税免除に関する条例」 ため \hat{O} このため 県税 \mathcal{O} 課税免除に関する条例施行 の県税の課税免除に関する条例」 に改める。 規 鴚 を 地地

関する 第一 号様式 ,条例] 及び を 「地域経済牽引事業の促進のための県税の課税免除に関する 第二号様式中 「産業集積の形成及び活性化のための県税の課税免除に 条例]

業立地計画」 を 「地域経済牽引事業計画」 に改め

附 則

(施行期日等)

1 この 対規則は、 公布 \mathcal{O} 日 から施行 平成二十九年九月二十九日 か ら適用する。

(経過措置

2 間、 税の課税免除に関する条例施行規則の \mathcal{O} 所要の調整をして使用することができる。 規則の 施行 \mathcal{O} 際 この 規 則 による改正 規定による用紙で現に残存するものは、 前 \mathcal{O} 産業集 積 \mathcal{O} 形 成 及 T 活性化 \mathcal{O} た 当分の 8